

## 溪畔林整備の手引きについて

### 1 手引き作成の背景

本県では、拡大造林期におけるスギ・ヒノキの植林等により自然度の高い溪畔林の減少や分断等が起こり、その後の人工林の手入れ不足も加わって、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など、いわゆる溪畔林の働きが低下している。

良好な溪畔林の形成により、水域と陸域の相互作用を通じた多くの生物への生育場所の提供や、溪岸の侵食軽減による溪流内への土壌流入防止などの特徴的な公益的機能の発揮が可能となるが、全国的に溪畔林の整備技術に関する知見は少なく、事例も少ない。

こうした状況を踏まえ、溪畔林整備に関する基本的な考え方等をまとめた溪畔林整備指針を平成 18 年度に作成し、試行的な整備とモニタリングを行いながら整備技術の確立を図るため、平成 19 年度から溪畔林整備事業を実施してきた。

### 2 手引きの位置づけ

溪畔林は溪流など水域のかく乱を常に受けながら形成される特色があるため、かく乱の状況や森林の発達段階に応じて、必要な整備技術は、多岐にわたる。

そのため、全てを網羅した整備技術の確立には長い年月が必要であるが、溪畔沿いの私有林等の現状を鑑みると、良好な溪畔林の形成に向けた整備の初期に必要な配慮事項が確認できた段階で、配慮事項を踏まえた溪畔沿いの森林整備を広く展開し、モニタリングをしながら長い時間をかけて溪畔林に誘導していく必要がある。

そこで、水源林整備事業や地域水源林整備事業等において溪流沿いの森林を整備する際に考慮すべき配慮事項をとりまとめ、実務担当者（県・市町村の事業設計担当者等）向けの手引き（技術マニュアル）として作成することとした。

### 3 手引き作成作業の経過

溪畔林整備指針を元に、平成 19 年度以降の溪畔林整備実施状況やモニタリング結果を踏まえ、整備にあたって考慮すべき配慮事項を整理した後、実務担当者が現場で活用できる内容とするため、県の実務担当者との意見交換等を行った。

また、有識者による検討委員会を開催して（平成 24 年度に 2 回、平成 27 年度に 2 回）、手引きの内容について専門的な立場から助言をいただき、手引き作成作業を進めてきた。

### 4 手引きの構成案（概要）

#### (1) 整備内容決定までの流れ

①事前調査・現地調査から、②整備タイプ（森林の現況と目標とする森林の状態から整備のタイプを区分したもの）を選定し、③配慮事項を決定するまでの流れを整理。

#### (2) 各項目の内容

##### ①事前調査・現地調査

書類や現地の調査を行い、次の項目について確認する。

[チェック項目]

対象森林の状況・攪乱頻度・斜面の傾斜・林床植生の被覆状況・継続的な木材生産の有無・人工林の荒廃状況・シカの影響・土壌保全に関する事項・広葉樹導入に関する事項

## ②整備タイプ選定

事前調査・現地調査の結果から、林床植生を保全しながら自然の推移に委ねるタイプ、針広混交林を目指して林相改良するタイプなどの整備タイプを選定（下図参照）。

## ③配慮事項の確認・整備内容の決定

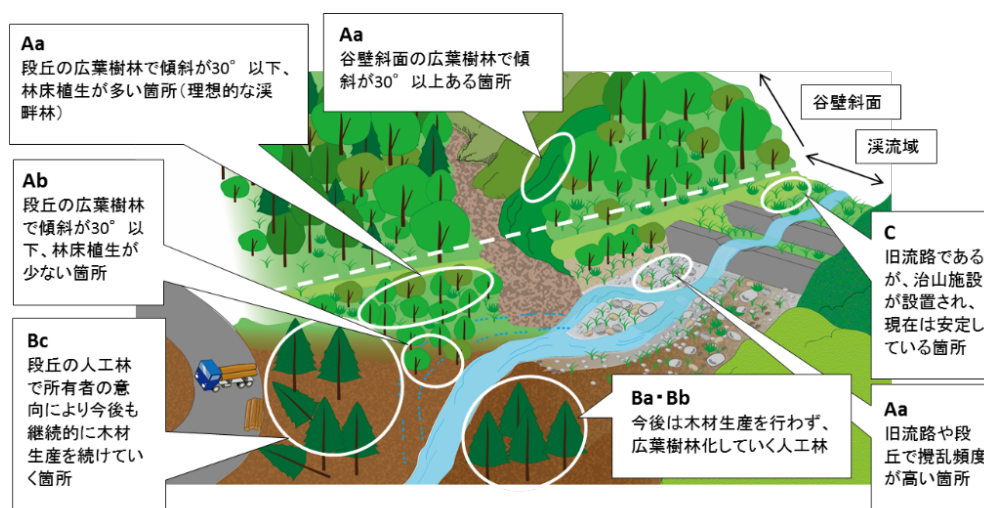
選定された整備タイプごとに考慮すべき配慮事項を確認し、整備内容を決定。

[配慮事項]

シカによる影響への配慮・土壌流出への配慮・天然更新のしやすさへの配慮・伐採規模への配慮・溪流に与える短期的な影響への配慮・整備程度への配慮（過剰な整備は行わない）・林床植生保全への配慮

## ④事例集

整備内容決定にあたって参考とするため、平成 19 年度から実施した溪畔林整備事業の実施内容とその後の状況を事例として整理。



図：渓流域の森林立地と整備タイプ

## 5 手引きの見直し

第2期計画までに溪畔林整備事業を行った森林についてモニタリングを継続し、新たな知見を積み重ねながら、必要に応じて手引きの見直しを行なう。

## 6 スケジュール

平成 28 年 5 月	県民会議で手引きの基本事項について報告
5 月～8 月	庁内関係所属と調整・手引き案作成
8 月～11 月	県民会議・施策調査専門委員会で報告
11 月～平成 29 年 3 月	手引き作成・印刷

※ここでは、良好な溪畔林としての機能を有する自然度の高い溪畔沿いの森林を「溪畔林」とし、手入れ不足人工林を含めて溪流沿いの森林全てを表現する場合は「溪流沿いの森林」とする。